



# 第15回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2023年12月21日（木曜日）午前10時

## 開催方法

【バーチャルオンリー株主総会】  
場所の定めのない株主総会として開催いたします。

## 議案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株式会社キャリア

証券コード：6198

## 株主のみなさまへ

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここ数年コロナの影響もあり、主軸事業の成長の鈍化・利益率の低下等が目立っておりました当社ですが、当期におきましては、以前より取り組んでまいりました主軸事業の生産性向上施策などが、徐々に効果が出てきた事もあり、売上高・利益面共に過去最高を更新することができました。

今後におきましても、引き続き、主軸事業を着実に成長させつつ、新たなチャレンジに積極的に投資する事で、高齢社会に意義のある事業の展開を行ってまいりたいと思います。

株主のみなさまには、ぜひとも引き続きご支援賜れば幸いです。

代表取締役会長兼社長

かわしま いちろう  
川嶋 一郎

証券コード 6198

2023年12月6日

(電子提供措置の開始日 2023年11月29日)

株 主 各 位

東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号  
キャロットタワー14階  
株式会社キャリア  
代表取締役会長 川嶋一郎  
兼社長

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.careergift.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「キャリア」又は「コード」に当社証券コード「6198」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

本年の定時株主総会につきましては、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会(以下「バーチャルオンリー株主総会」)といたします。つきましては、本株主総会には、株主様が実際にご来場いただける会場がございませんので、3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」をご確認のうえ、オンラインでご出席いただきますようお願い申しあげます。なお、当日ご出席いただけない場合は、書面(郵送)によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご確認のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月20日(水曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年12月21日（木曜日）午前10時  
（ログイン開始：午前9時30分）  
通信障害等の影響により、本定時株主総会を2023年12月21日（木曜日）午前10時に開会することができない場合には、本定時株主総会は12月25日（月曜日）午前10時に延期することといたします。
2. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会  
場所の定めのない株主総会として開催いたします。  
当社指定のウェブサイト（<https://web.lumiagm.com/797509668>）を通じてご出席ください。  
ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」をご確認願います。
3. 目的事項  
報告事項 1. 第15期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第15期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりました。本株主総会においては、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ・連結注記表
  - ・個別注記表
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。



## (2) 議決権の行使及び事前の議決権行使の効力の取扱い

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上の「議決権行使」タブより議決権を行使いただけます。

事前に郵送により行使いただきました議決権につきましては、バーチャルオンリー株主総会にご出席（ログイン）いただいた時点においてはその効力を維持する取扱いとし、その後、各議案の採決にあたり、株主様が議決権を行使された場合には、株主総会において行使された意思表示を株主様の議決権行使結果として取扱い、その時点で事前の議決権行使を無効として取扱います。従いまして、株主総会にて特段の議決権行使をされない場合には、事前に行使いただいた内容がそのまま維持されます。

### 本株主総会出席の際の議決権行使の取り扱いの内容

本株主総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取り扱いについては、次のとおりです。

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取り扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効（事前行使は無効）
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	不行使

※賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものも含め）不行使となりますので、株主総会当日に議決権を行使される場合は、すべての議案について、賛否をご表示ください。

### (3) バーチャルオンリー株主総会ご出席に際して必要となる事項

推奨視聴環境は以下のとおりです。

#### 推奨視聴環境

	パソコン		スマートフォン	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows 11 Windows 10	MacOS 最新版	Android 5以上	iOS 11以上
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※ブラウザは最新バージョンをご利用ください。

※1 Mbps以上の安定した通信スピードが必要です。高画質の動画をストリームするのに5 Mbps以上の高速インターネットプランの仕様を推奨いたします。

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。

なお、オンライン出席に必要となる通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様をご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がオンライン出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前に議決権を行使のうえご出席ください。

後述のとおり、バーチャルオンリー株主総会にご出席の株主様からのご質問及び動議の提出は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行う予定です。このため、マイク及びカメラをご用意いただく必要はございません。

※ご利用の機器（ブラウザ）によっては画面遷移が異なる場合がございますのでご了承ください。またインターネットエクスプローラーはご利用いただけません。

※ログインに関するご不明点については、8頁「ログイン情報に関するお問い合わせ」までお問い合わせください。

#### (4) 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容の概要

- ・通信の方法に係る障害に関する対策として、当社が使用する回線は正副2回線を準備いたします。
- ・議決権行使および動議・質問に係るシステムは正常であるが、映像配信のみに障害が生じた場合の代替手段として、ビデオ会議システムを利用した映像配信への切り替えを実施いたします。株主様は切り替え後の映像配信を見ながら、引き続き議決権行使および動議・質問に係るシステムを利用することで議決権行使および動議・質問が可能です。
- ・通信の方法に係る障害が生じた場合に関し、以下の項目を含む対処マニュアルを作成しています。

##### - 通信障害時の対応方法

通信の方法に係る障害が生じた場合、当社において通信環境（通信回線・通信機器・配信サーバ環境）を切り替えます。具体的には、通信回線に障害が生じた場合は、正回線から副回線への切り替え、映像や音声など通信機器に係る障害が生じた場合は予備機器への切り替え、配信サーバおよびネットワーク環境に障害が発生した場合はバックアップサーバおよびネットワーク環境への切り替えを行うことにより議事を継続いたします。

##### - 意思決定方法

通信障害が発生し復旧の見込みが立たないと判断される場合、責任者がその旨を議長に報告いたします。

議長は下記の議長一任決議に基づき、株主総会の延期又は続行を決定し、株主様に当社ウェブサイト（<https://www.careergift.co.jp/ir/>）において周知いたします。

##### - 株主様への周知方法

議決権行使および動議・質問に係る当社ウェブサイトのホーム画面で周知いたします。

- ・場所の定めのない株主総会においては、予め取締役会にて代替の日程（予備日）を含めた招集決議をおこなったうえで、総会冒頭で「場所の定めのない株主総会において、通信障害により諸事に著しい支障が生じた場合に、株主総会の延期または続行を議長が決定できる件」に係る決議について株主総会に諮るものいたします。

**(5) 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを利用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要**

- ・場所の定めのない株主総会の招集にあたって、議決権の行使を希望する株主様のうちインターネットを使用することに支障のある株主様については、書面による事前の議決権行使を推奨する旨を、招集通知に記載し通知いたします。

**(6) ご質問及び動議について**

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、「当日質問・動議」タブより、ご質問及び動議を提出いただけます（受付は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行います。具体的な方法につきましては本定時株主総会においてご説明いたします。）。

ご質問につきましては、株主様おひとりにつき1問、文字数は250文字以内にまとめてお送りいただくことといたします。

いただいたご質問のすべてに回答できない場合がありますので、予めご了承ください。また、いただいたご質問は、本定時株主総会の目的事項に関する質問であり、かつ他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたします。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、株主様おひとりにつき1回、1提案当たり250文字以内にまとめてお送りいただくことといたしますので、予めご了承ください。

また、当日、ご質問及び動議につきましては、株主総会開会直後から受け付けることを予定しておりますが、円滑な議事進行の観点から、議長において、受付終了時間の設定や対応時期の判断等をさせていただく可能性がございますので、予めご了承ください。なお、同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本定時株主総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

## (7) 代理出席の取扱いについて

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って2023年12月15日（金曜日）までに、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

株式会社キャリア 株主総会運営事務局 宛

メールアドレス：ir@careergift.co.jp

FAX番号：03-6869-3136

※ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

## (8) お問い合わせについて

- ・バーチャルオンリー株主総会へのご出席／ご質問等の方法及び議決権行使に関する議決権行使システム等に関するお問い合わせ

バーチャル株主総会ヘルプデスク 0120-245-022

株主総会当日（12月21日（木曜日）） 午前9時～配信終了まで

- ・ログイン情報に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社

フリーダイヤル 0120-288-324

受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで

# 事業報告

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化を背景に、持ち直しが続いています。物価高によって消費が抑制されている面はありますが、供給制約の緩和による欧米向けを中心とした自動車輸出の回復などがみられます。

海外経済の不透明感が高まるなかでも、企業はDX関連の投資を強化するなど、高めの投資計画を維持しております。また政府は「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太の方針、2023年6月）において、リスクリングなどの人への投資の強化などの方針を示しております。こうした政府の方針は、企業の投資促進に加えて、当社グループが重点分野としている「人材」の追い風になると期待されます。

当社グループの事業領域である人材サービス業界においては、2023年9月の有効求人倍率は1.29倍（前年同月は1.34倍。厚生労働省調査）、完全失業率が2.6%（前年同月は2.6%。総務省統計局調査）となっており、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の数値までは回復していませんが、経済活動・社会活動の活性化に伴い、企業の求人ニーズは、安定的に推移しております。

このような経済状況のもと、当社グループの運営する「高齢化社会型人材サービス」の環境は、アクティブシニア（※）の増加とともに、高齢者の就業機会を拡大するため、2021年4月に高齢者雇用安定法が改正されました。これにより、定年や継続雇用の年齢の上限が従来の65歳から70歳に引き上げられたことで、アクティブシニアの就労が促進され、何より雇用に限らない働き方での活躍の道筋が作られました。企業にとっても雇用に伴う責任の重さから解放されることで外部の高齢者人材を活用しやすくなる方向に働くことが期待されることから、当社グループの事業領域も拡大していくことが見込まれます。

このような経営環境の中、当社は継続的な企業価値の向上を実現すべく、既存事業の継続成長及び中長期での業績向上を目的とした新たな取り組みを実施してまいりました。以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は前年同期比1,454,091千円（8.9%）増収の17,792,201千円、営業利益は、252,526千円（70.9%）増益の608,708千円、経常利益は、237,542千円（64.9%）増益の603,573千円となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比183,144千円（93.6%）増益の378,755千円となりました。

（※）アクティブシニア：当社グループでは55歳以上の働く意欲のある人と定義づけております。

なお、当社グループは「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントであります。事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

(イ) シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との2つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関する特需案件が終了したことで派遣需要が一旦落ち着くも、請負及びBPO案件の受注に特に注力しつつ、シニアワーク事業内における販売費及び一般管理費を圧縮し、利益率の改善に努めました。引き続き取扱い職種の開拓及び新たな働き方の提案が課題であると認識しており、シニア活用コンサルタントの採用育成の強化を図っております。

この結果、シニアワーク事業の売上高は4,655,976千円（前年同期比6.0%増）となりました。

(ロ) シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。前連結累計期間に引き続き、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の看護師派遣が貢献した一方で、既存支店を中心にワクチン特需後も堅調な需要を取り込みつつ、派遣粗利率の改善を同時に進めてまいりました。また、自社求人サイト内のコンテンツを拡充させ、既存支店においては、登録スタッフ増加のための広告宣伝の強化、従業員採用の強化を図っております。

この結果、シニアケア事業の売上高は13,136,224千円（前年同期比10.0%増）となりました。

## 事業別売上高

事業区分	第14期 (2022年9月期) (前連結会計年度)		第15期 (2023年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
シニアワーク事業	4,390,841	26.9	4,655,976	26.2	265,135	6.0
シニアケア事業	11,947,268	73.1	13,136,224	73.8	1,188,955	10.0
計	16,338,109	100.0	17,792,201	100.0	1,454,091	8.9

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率、ガバナンスの強化を目的としたシステム投資、派遣スタッフの集客の効率化を目的としたサイト構築を中心に総額28,648千円を実施しております。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、1,000,000千円を金融機関借入にて実施いたしました。

### ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 12 期 (2020年9月期)	第 13 期 (2021年9月期)	第 14 期 (2022年9月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	12,247,806	14,184,491	16,338,109	17,792,201
経 常 利 益 (千円)	4,682	482,449	366,031	603,573
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△39,344	68,912	195,610	378,755
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△4.63	8.10	23.00	44.53
総 資 産 (千円)	3,503,309	4,831,558	4,925,630	5,106,944
純 資 産 (千円)	1,278,176	1,392,336	1,644,749	2,034,153
1株当たり純資産 (円)	145.27	153.37	176.37	220.90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。
3. 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 12 期 (2020年9月期)	第 13 期 (2021年9月期)	第 14 期 (2022年9月期)	第 15 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	11,013,535	12,351,247	14,004,717	15,141,402
経 常 利 益 (千円)	79,338	446,866	344,355	528,787
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	39,341	△12,403	229,445	340,382
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	4.63	△1.46	26.98	40.02
総 資 産 (千円)	3,386,349	4,241,088	4,573,229	4,596,776
純 資 産 (千円)	1,362,542	1,365,686	1,620,523	1,957,418
1株当たり純資産 (円)	159.15	157.69	184.67	224.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。
3. 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社キューボグループ	100千円	100.0%	子会社の経営管理
株式会社キューボ	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社キャスト	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社ジョブコラボ	57,500千円	100.0%	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社ウェルネスキャリアサポート	30,000千円	100.0%	障がい者雇用支援事業、有料職業紹介事業
株式会社プレニチュード	10,000千円	80.0%	HRテック事業

(注) 議決権比率の( )内は、間接所有割合を内数で記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社は「高齢化社会型人材サービス」企業として、働く事を選ぶ多くのシニアに就業機会を提供すること、及び、慢性的な人材不足である介護業界の人材の課題を解決するため、そして健全な企業として成長を続けていくために、当社が対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

##### ① シニア人材における就業機会の拡大についての課題

シニアの就業機会の選択肢を増やすためには、多様で柔軟な働き方をより一層推進することが必要になります。特にシニアは体力の低下に不安を抱いている人が多いため、フレックスタイム、短時間勤務・短日数勤務、テレワークなどの選択肢をいかに増やせるかが課題と考えています。

また、シニアはご自身がこれまで培ってきたスキルやノウハウを活かせる仕事を望む人が多く、派遣先企業が求める人物像とのミスマッチが発生する懸念も強くあります。そのため、派遣先とのマッチング機能の強化やリカレント・リスキング教育の充実などによって、ミスマッチを極小化する取組も重要な課題と認識しています。

##### ② 業績の成長性における課題

人材採用におけるニーズにおいては、数年単位での局所的な波はあるものの、長期的には引き続き存在し続けるものと考えており、その中でもシニア就労、介護業界の人材ニーズは成長し続けるものと考えております。しかしながら、社会保険料拡大や、最低賃金の高騰など企業における人員関連費用の高騰圧力などは実感しており、過去と同じ事をしている状況では利益率を圧迫する圧力がかかり続けるという課題があると認識しております。

クライアント企業様と協力し、ご理解を頂きながら、様々な経営努力、チャレンジを行う事で利益確保を行なっていく所存でございます。

③ 事業開発における課題

人材サービスのDX化は日々進んでおり、今までの人材派遣、紹介事業のやり方を続けている限り、市場は成長したとしても、シェアの確保や生産性の部分で競争力を失う可能性があり、生産性の高い人材サービスの開発や、生産性を高める業務のDX化の推進を進めていく必要性を感じております。また、経営環境の変化に対応できるよう、人材サービス以外のシニア市場向けサービス等においても、つねにトライし続けなければいけないと考えております。

④ 経営管理体制における課題

企業規模の拡大に伴い、ガバナンスの強化について、日々の業務の中で意識せずとも自然と守られる仕組みづくりが課題と考えております。従来の教育や指導による強化も並行しつつも、スマートな社内システムを構築することで、0にすることが難しいヒューマンエラーなどがそもそも起きない体制の構築を目指します。また、同様に生産性を高める事も課題と認識しており、システムに依存できるところはシステムに変更し、人が行うべき業務により集中できるよう、日々改善を行なってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

事業区分	区分	就労場所	業務内容
シニアワーク事業	ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
	ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
	オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
	ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業（ピッキング仕分け、梱包等）、引越梱包・開梱の作業
	有資格者紹介	建設業、一般企業等	施工管理、経理・監査等

事業区分	就労場所	主な登録有資格者
シニアケア事業	入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
	在宅介護型施設	
	医療機関等	
	各顧客宅	

## (6) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

名	称	所	在	地
本	社	東京	都	世田谷区
札幌	支店	北海道	札幌市	中央区
仙台	支店	宮城県	仙台市	青葉区
郡山	支店	福島県	郡山市	
新潟	支店	新潟県	新潟市	中央区
金沢	支店	石川県	金沢市	
高崎	支店	群馬県	高崎市	
宇都宮	支店	栃木県	宇都宮市	
水戸	支店	茨城県	水戸市	
大宮	支店	埼玉県	さいたま市	大宮区
秋葉原	支店	東京	都	千代田区
池袋	支店	東京	都	豊島区
新宿	支店	東京	都	新宿区
渋谷	支店	東京	都	渋谷区
竹の塚	支店	東京	都	足立区
船橋	支店	千葉県	船橋市	
横浜	支店	神奈川県	横浜市	西区
松本	支店	長野県	松本市	
静岡	支店	静岡県	静岡市	駿河区
浜松	支店	静岡県	浜松市	中区
名古屋	支店	愛知県	名古屋市	中区
三重	支店	三重県	津市	
京都	支店	京都府	京都市	下京区
奈良	支店	奈良県	橿原市	
大阪	支店	大阪府	大阪市	北区
神戸	支店	兵庫県	神戸市	中央区
岡山	支店	岡山県	岡山市	北区
広島	支店	広島県	広島市	中区
高松	支店	香川県	高松市	
松山	支店	愛媛県	松山市	
福岡	支店	福岡県	福岡市	博多区
熊本	支店	熊本県	熊本市	中央区
鹿児島	支店	鹿児島県	鹿児島市	
沖縄	支店	沖縄県	那覇市	

**(7) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)**

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
308 (69) 名	42名増 (16名減)	30.2歳	1.7年

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト含む）は、( ) 内に年間平均人員数（小数点以下を四捨五入）を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)**

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,624,320株
- ③ 株主数 3,892名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
川 嶋 一 郎	4,270,520株	50.21%
株 式 会 社 S B I 証 券	462,850	5.44
西 川 朋 希	234,500	2.76
水 谷 桂 子	172,831	2.03
J.P.MORGAN SECURIT IES PLC	110,400	1.30
内 木 真 哉	100,000	1.18
株 式 会 社 オ ー プ ン ル ー プ	92,600	1.09
楽 天 証 券 株 式 会 社	87,100	1.02
竹 上 雅 彦	77,400	0.91
GMO ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	62,900	0.74

(注) 当社は、自己株式118,600株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

##### I 第7回新株予約権 2020年12月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使金額 1株につき363円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
  - ②その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間 2023年12月1日から2030年12月23日

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	2,155個	普通株式 215,500株	3名

##### II 第8回新株予約権 2020年12月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使金額 1株につき363円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - ①2021年9月期から2023年9月期の有価証券報告書に記載された当社グループの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における合計の営業利益が下記に掲げる各金額以上となった場合に限り、行使することができる。行使可能な本新株予約権の個数は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する本新株予約権

の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。

営業利益が426百万円未満の場合：

行使できないものとする

営業利益が426百万円以上568百万円未満の場合：

割当個数の60%

営業利益が568百万円以上710百万円未満の場合：

割当個数の80%

営業利益が710百万円以上の場合：

割当個数の100%

②上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で認めた場合はこの限りではないものとする。

③新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

④その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間 2024年12月1日から2030年12月23日

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	2,155個	普通株式 215,500株	3名

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役 の 状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼社長	川 嶋 一 郎	BH株式会社 代表取締役 株式会社J R西日本キャリア 代表取締役 株式会社キューボグループ 代表取締役
取 締 役	海 老 澤 篤	株式会社ジョブコラボ 取締役 株式会社ウェルネスキャリアサポート 代表取締役
取 締 役	谷 間 真	株式会社T-R E V I V Eコンサルティング 代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役 株式会社日本医療機器開発機構 (現サナメディ株式会社) 監査役 株式会社FREEMIND 取締役 シンフォニーマーケティング株式会社 取締役 CAPS株式会社 取締役 株式会社ミライロ 取締役 monoAI technology株式会社 取締役 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー 取締役 株式会社MOGU 取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	吉 村 精 治	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 澤 大 格	汐留総合法律事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 本 和 成	山本和成公認会計士・税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役谷間真氏、取締役竹澤大格氏及び取締役山本和成氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員山本和成氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役の谷間真氏、竹澤大格氏及び山本和成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役（監査等委員を除く。）及び各監査等委員である取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### (イ) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、当社の取締役の報酬は、確定金額報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（株式報酬）により構成されるものとする。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給することとする。

#### (ロ) 基本報酬（確定金額報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の水準、当社の業績、従業員給与の水準などを合わせて考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

#### (ハ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標（KPI）の達成度のランクに応じて、反映した現金報酬とする。目標となる業績指標や計算方法は、適宜、環境の変化に応じて、指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等としては、株式報酬とし、市況や事業の状況、当社戦略に応じて支給を検討する。支給する場合には、中期経営計画に対する役割および期待値を反映し、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。なお、株式報酬の内容、数の算定方法の決定、株式報酬の付与時期、その他株式報酬に係る内容については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。

(二) 確定金額報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、各取締役の職責、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

(ホ) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役に対し報酬等を与える時期については、基本報酬および業績連動報酬は月例の固定報酬として月に一度支給する。非金銭報酬等は、その都度取締役会において決定をし、支給する。

報酬等の条件の決定に関しては、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。

(ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役の個人別の確定金額報酬の内容については、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分を加味し、指名・報酬委員会において検討する。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、これを決定する。

取締役の個人別の業績連動報酬等は、各取締役の事業年度ごとの業績指標（KPI）の達成度のランクに応じて、算出し、指名・報酬委員会において検討する。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、これを決定する。

なお、取締役の個人別の株式報酬の内容については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において、その内容を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1)	62,775千円 (3,600)	46,800千円 (3,600)	15,975千円 —
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	13,200 (7,200)	13,200 (7,200)	— —
合 計 （うち社外役員）	7 (3)	75,975 (10,800)	60,000 (10,800)	15,975千円 —

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役4名（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、役員報酬とは別枠で2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、当社取締役3名（社外取締役を除く。）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役3名（監査等委員）の報酬限度額は、2019年12月24日の第11回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬については、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬等の決定方針は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会で審議し、2020年12月23日開催の取締役会にて承認する方法にて決定しており、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議にて決めております。
5. 取締役（監査等委員を除く。）の人員及び報酬等の額につきましては、2022年12月22日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名が含まれております。
6. 非金銭報酬等には、新株予約権の公正価値を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。また、退任した取締役ににかかる株式報酬費用を戻し入れております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	谷間 真	株式会社T-R E V I V E コンサルティング 代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役 株式会社日本医療機器開発機構（現サナメディ株式会社） 監査役 株式会社F R E E M I N D 取締役 シンフォニーマーケティング株式会社 取締役 CAPS株式会社 取締役 株式会社ミライロ 取締役 monoAI technology株式会社 取締役 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー 取締役 株式会社MOGU 取締役	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	竹澤 大格	汐留総合法律事務所 所長	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山本 和成	山本和成公認会計士・税理士事務所 所長	重要な取引及びその他の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	谷間 真	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、書面決議を5回行いました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	竹澤 大格	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、書面決議を5回行いました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、企業法務の実務経験が長い弁護士としての専門的見地から助言や提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山本 和成	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、書面決議を5回行いました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、すべての取締役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2024年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 かがやき監査法人

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,850千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,850千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に当該議案を株主総会の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり定めております。

- ① 当社の取締役及び使用人及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (イ) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。
  - (ロ) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。
  - (ハ) 人事・総務グループをコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (二) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないとする内部通報規程を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。
- (ホ) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。
- (ヘ) 監査等委員である取締役は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査等委員は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (イ) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。
  - (ロ) 取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
  - (ロ) 「リスク管理規程」を定めてリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
  - (ハ) 危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
  - (ニ) 監査等委員である取締役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
  - (ホ) 取締役会は、定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - (ヘ) 取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、当社グループ全体での再発防止策の展開等の活動を推進する。
- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - (ロ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

- ⑤ 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社子会社の業務執行の状況については、定期的に取り締役会において報告されるものとする。
  - (ロ) 当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は取締役会の承認を義務付けるものとする。
  - (ハ) 内部監査室は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役に報告するものとする。
- ⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、「関係会社管理規程」により子会社に対する管理基準等を定めるものとする。
  - (ロ) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理グループはその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (ハ) 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人においてこれを補助する。
  - (ロ) 監査等委員会を補助する使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である者を除く。）及び上長などの指揮命令を受けないものとする。
  - (ハ) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- (イ) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか本社会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

- (ロ) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
  - (ハ) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、監査等委員である取締役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑨ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査等委員会は、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - (ロ) 監査等委員である取締役は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (ハ) 監査等委員である取締役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - (ニ) 監査等委員である取締役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- (イ) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
  - (ロ) 当社は、反社会的勢力に対して、コーポレートディビジョンマネージャー若しくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

⑫ 財務報告に係る内部統制

- (イ) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査等委員会、取締役会に報告する。
- (ロ) 監査等委員である取締役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

⑬ I Tへの対応

- (イ) 経営者は、中長期的な展望でI Tへの取り組みを検討するよう努める。I Tの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
- (ロ) 業界や取引先のI Tへの対応状況を認識し、財務報告に係る、内部統制の整備方針を決定する。
- (ハ) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。
- (ニ) 経営者は、I Tに係る全般統制及びI Tに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査等委員である取締役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として、取締役及び監査等委員である取締役の指名、取締役の報酬に関する意思決定等に独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置いたしております。

## ② 監査等委員会

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、月1回の定時監査等委員会を開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

## ③ 本社会議

当社の本社会議は、常勤取締役（監査等委員である者を除く。）、常勤監査等委員、グループマネージャーで構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、業務執行に係る重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

## ④ リスク管理体制の整備について

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一リスクが顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、リスク管理システムの整備・運用に関する報告、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元と長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益分配を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、更なる成長力強化のために必要となる投資、手元資金の状況を勘案し、無配としました。

なお、当社は定款に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨を定めております。

(注) 本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>4,471,740</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,932,081</b>
現金及び預金	2,745,680	短期借入金	1,000,000
売掛金	1,621,942	未払金	185,538
その他	105,989	未払費用	1,129,307
貸倒引当金	△1,872	未払法人税等	143,358
<b>固定資産</b>	<b>635,204</b>	未払消費税等	405,226
<b>有形固定資産</b>	<b>296,595</b>	返金負債	730
建物	211,159	その他	67,919
工具、器具及び備品	85,435	<b>固定負債</b>	<b>140,710</b>
車両運搬具	0	資産除去債務	140,710
<b>無形固定資産</b>	<b>48,661</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,072,791</b>
ソフトウェア	48,661	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>289,947</b>	株主資本	1,878,896
関係会社株式	49,126	資本金	157,590
差入保証金	208,216	資本剰余金	137,590
繰延税金資産	30,237	利益剰余金	1,736,022
その他	5,228	自己株式	△152,306
貸倒引当金	△2,862	新株予約権	46,298
<b>資産合計</b>	<b>5,106,944</b>	非支配株主持分	108,958
		<b>純資産合計</b>	<b>2,034,153</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>5,106,944</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,792,201
売上原価	13,793,030
売上総利益	3,999,170
販売費及び一般管理費	3,390,462
営業利益	608,708
営業外収益	
受取利息及び配当金	20
助成金収入	18,166
その他	1,617
営業外費用	
支払利息	5,268
持分法による投資損失	14,946
和解金	4,611
その他	112
経常利益	603,573
特別利益	
新株予約権戻入益	22,125
特別損失	
固定資産除却損	5,600
減損損	1,478
税金等調整前当期純利益	618,618
法人税、住民税及び事業税	210,715
法人税等調整額	15,013
当期純利益	392,890
非支配株主に帰属する当期純利益	14,135
親会社株主に帰属する当期純利益	378,755

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	157,590	137,590	1,357,266	△152,306	1,500,140
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			378,755		378,755
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	378,755	-	378,755
当 期 末 残 高	157,590	137,590	1,736,022	△152,306	1,878,896

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	49,785	94,823	1,644,749
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			378,755
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△3,486	14,135	10,648
当 期 変 動 額 合 計	△3,486	14,135	389,403
当 期 末 残 高	46,298	108,958	2,034,153

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数 6社

ロ. 連結子会社の名称 株式会社キューボグループ  
株式会社キューボ  
株式会社キャスト  
株式会社ジョブコラボ  
株式会社ウェルネスキャリアサポート  
株式会社プレニチュード

ハ. 連結範囲の変更 株式会社オプションについて、2023年4月1日を効力日として、連結子会社である株式会社キューボを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

イ. 持分法適用会社の数 1社

ロ. 持分法適用会社の名称 株式会社JR西日本キャリア

#### (4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (5) 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で仮決算を行い、その財務諸表を使用しております。

## (6) 会計方針に関する事項

### ① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 15年    |
| 工具、器具及び備品 | 5年～10年 |
| 車両運搬具     | 2年     |
- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

### ② 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ③ 収益及び費用の計上基準

- 約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました「前払費用」(当連結会計年度は90,606千円)は、金額的重要性が乏しいため流動資産の「その他」に含めて表示しています。

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました「破産更生債権等」(当連結会計年度は2,862千円)および「長期前払費用」(当連結会計年度は2,341千円)は、金額的重要性が乏しいため投資その他の資産の「その他」に含めて表示しています。

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました「預り金」(当連結会計年度は42,573千円)は、金額的重要性が乏しいため流動負債の「その他」に含めて表示しています。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	30,237千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、グループ各社の過年度の業績等に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、グループ各社における翌年度の業績計画等の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジューリングの結果により算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	1,900,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	900,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

82,329千円

## 5. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
高崎支店 （群馬県高崎市）	支店設備等	工具、器具及び備品	130
仙台支店 （宮城県仙台市）	支店設備等	建物	242
		工具、器具及び備品	17
郡山支店 （福島県郡山市）	支店設備等	建物	1,088
合 計			1,478

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として支店を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、当連結会計年度において収益性が著しく低下した上記の地域に所在する支店の固定資産について、その帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失1,478千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物1,331千円、工具、器具及び備品147千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、支店の建物、工具、器具及び備品については売却や他への転用が困難であるため、正味売却価額はゼロと算定しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	8,624,320	—	—	8,624,320

### (2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,100株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

未払費用及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、関係会社株式（連結貸借対照表計上額49,126千円）は、市場価格のない株式等であります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	208,216千円	187,437千円	△20,779千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	187,437	－	187,437

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 220円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 44円53銭  |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	シニアワーク事業	シニアケア事業	合計
顧客との契約から生じる収益	4,655,976	13,136,224	17,792,201

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

#### ① シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との2つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。人材派遣サービスについては、当社グループと雇用契約を締結したスタッフが、当社グループの従業員として、契約で定められた期間、派遣先企業で就業する事業となります。履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて売上を計上しております。人材紹介サービスにおける職業安定法に基づく有料職業紹介については、通常、応募者の顧客への入社的事实を以て基本的な履行義務が充足されると判断しており、応募者の顧客への入社により顧客との契約において約束された応募者の想定年収等を基にした金額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な差異が生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。また、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。

#### ② シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。人材派遣サービスについては、当社グループと雇用契約を締結したスタッフが、当社グループの従業員として、契約で定められた期間、派遣先企業で就業する事業となります。履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて売上を計上しております。人材紹介サービスにおける職業安定法に基づく有料職業紹介については、通常、応募者の顧客への入社的事实を以て基本的な履行義務が充足されると判断しており、応募者の顧客への入社により顧客との契約において約束された応募者の想定年収等を基にした金額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な差異が生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。また、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。

(3) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた資産 (期首残高)	1,919,292
顧客との契約から生じた資産 (期末残高)	1,621,942
契約負債 (期首残高)	189
契約負債 (期末残高)	730

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」に、契約負債は「返金負債」に含まれております。

## 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,437,096</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,548,598</b>
現金及び預金	2,013,595	短期借入金	1,000,000
売掛金	1,333,082	未払金	167,504
前払費用	62,929	未払費用	889,634
その他	27,719	未払法人税等	137,951
貸倒引当金	△229	未払消費税等	304,075
<b>固定資産</b>	<b>1,159,680</b>	預り金	25,203
<b>有形固定資産</b>	<b>80,687</b>	返金負債	730
建物	78,060	その他	23,498
工具、器具及び備品	2,626	<b>固定負債</b>	<b>90,759</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>36,920</b>	資産除去債務	90,759
ソフトウェア	36,920	<b>負債合計</b>	<b>2,639,357</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,042,072</b>	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	255,684	<b>株主資本</b>	<b>1,911,120</b>
関係会社長期貸付金	614,000	資本金	157,590
差入保証金	178,461	資本剰余金	137,590
破産更生債権等	2,862	資本準備金	137,590
長期前払費用	1,610	<b>利益剰余金</b>	<b>1,768,246</b>
繰延税金資産	30,237	利益準備金	5,000
その他	10	その他利益剰余金	1,763,246
貸倒引当金	△40,794	繰越利益剰余金	1,763,246
<b>資産合計</b>	<b>4,596,776</b>	<b>自己株式</b>	<b>△152,306</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>46,298</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,957,418</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>4,596,776</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		15,141,402
売 上 原 価		11,653,694
売 上 総 利 益		3,487,708
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,933,796
営 業 利 益		553,911
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,947	
助 成 金 収 入	17,084	
そ の 他	1,375	21,407
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,245	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	37,931	
和 解 金	3,347	
そ の 他	7	46,531
経 常 利 益		528,787
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	22,125	22,125
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	344	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	8,000	
減 損 損 失	1,478	9,823
税 引 前 当 期 純 利 益		541,088
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	190,012	
法 人 税 等 調 整 額	10,693	200,706
当 期 純 利 益		340,382

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,422,864	1,427,864
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					340,382	340,382
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	340,382	340,382
当 期 末 残 高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,763,246	1,768,246

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△152,306	1,570,738	49,785	1,620,523
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益		340,382		340,382
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△3,486	△3,486
当 期 変 動 額 合 計	－	340,382	△3,486	336,895
当 期 末 残 高	△152,306	1,911,120	46,298	1,957,418

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年～10年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

### 2. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 255,684千円

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化又は超過収益力の減少により実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理する方針としております。

② 主要な仮定

関係会社株式の評価は将来の事業計画に基づく回収可能性を基礎としております。新型コロナウイルス感染症の5類への移行により行動制限が大幅に緩和され、社会経済活動は徐々に正常化されていますが当期末から一定期間をかけて新型コロナウイルス感染症の影響から回復するとの仮定をおき会計上の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症において経験したような大きな社会的影響が再度発生したことで、上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の各関係会社の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類の損益に影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	1,900,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	900,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 33,107千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	19,232千円
長期金銭債権	614,000千円
短期金銭債務	4,801千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	89,684千円
営業取引以外の取引高	2,933千円

(2) 関係会社に対する貸倒引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
貸倒引当金繰入額	－千円	37,931千円

(3) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
高崎支店 (群馬県高崎市)	支店設備等	工具、器具及び備品	130
仙台支店 (宮城県仙台市)	支店設備等	建物 工具、器具及び備品	242 17
郡山支店 (福島県郡山市)	支店設備等	建物	1,088
合 計			1,478

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として支店を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、当事業年度において収益性が著しく低下した上記の地域に所在する支店の固定資産について、その帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失1,478千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物1,331千円、工具、器具及び備品147千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、支店の建物、工具、器具及び備品については売却や他への転用が困難であるため、正味売却価額はゼロと算定しております。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	118,600	－	－	118,600

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	8,519千円
未払事業所税	4,408千円
減価償却超過額	4,151千円
貸倒引当金超過額	12,561千円
フリーレント賃借料	2,823千円
資産除去債務	28,359千円
関係会社株式	82,116千円
新株予約権	14,176千円
その他	2,658千円
繰延税金資産小計	<u>159,774千円</u>
評価性引当額	<u>△103,777千円</u>
繰延税金資産合計	<u>55,996千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>△25,759千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△25,759千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>30,237千円</u>

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)キューボ	東京都渋谷区	45,000	人材派遣	(所有)間接59.0%	役員の兼任資金の貸付	貸付金の利息(注)	1,115	関係会社短期貸付金	180,000
子会社	(株)ウェルネスキャリアサポート	東京都世田谷区	30,000	障がい者就労支援	(所有)直接100.0%	役員の兼任資金の貸付	貸付金の利息(注)	1,091	関係会社長期貸付金	280,000
子会社	(株)プレニチユード	東京都世田谷区	10,000	採用広告プラットフォーム事業	(所有)直接80.0%	役員の兼任資金の貸付	貸付金の利息(注)	388	関係会社長期貸付金	100,000

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 224円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円02銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社キャリア  
取締役会 御中

### かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 上田 勝久  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森本 琢磨  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャリアの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社キャリア  
取締役会 御中

### かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 上田 勝久  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森本 琢磨  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャリアの2022年10月1日から2023年9月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象 特記すべき重要な後発事象は認められません。

2023年11月22日

株式会社キャリア 監査等委員会

監査等委員（常勤） 吉 村 精 治 ㊞

監査等委員（社外） 竹 澤 大 格 ㊞

監査等委員（社外） 山 本 和 成 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	<small>かわ しま いち ろう</small> 川 嶋 一 郎 (1978年7月12日) 再任	2001年2月 株式会社ザッパラス入社 2007年10月 BH株式会社設立 代表取締役（現任） 2008年5月 株式会社PINK設立 代表取締役 2009年4月 当社設立 代表取締役 2011年8月 株式会社アズスタッフ設立 取締役 2011年10月 当社代表取締役会長 2012年10月 株式会社BUY THE WAY設立 取締役 2013年9月 当社取締役会長 2018年10月 当社代表取締役会長 2018年12月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2019年3月 株式会社キューボグループ 代表取締役（現任） 2019年4月 株式会社J R西日本キャリア 代表取締役（現任）	4,270,520株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	えびさわ あつし 海老澤 篤 (1974年5月9日) 再任	1994年10月 株式会社フルキャスト 入社 2000年1月 株式会社フルキャストHR総研 転籍 2007年10月 株式会社フルキャストHR総研 執行役員事業本部長 2009年6月 株式会社りらいあコミュニケーション株式会社 入社 2013年8月 株式会社ワールドインテック 入社 2017年1月 株式会社アウトソーシング 入社 2017年4月 株式会社アウトソーシングトータルサポート 代表取締役 2018年4月 株式会社アウトソーシングコミュニケーションズ 取締役 2018年12月 株式会社アウトソーシングプラチナ 取締役 2020年4月 当社執行役員シニアワークディビジョンマネジャー 2020年4月 株式会社ジョブコラボ 取締役(現任) 2020年12月 当社取締役(現任) 2021年3月 株式会社ウェルネスキャリアサポート 代表取締役(現任)	-株
3	かんぼら しょうた 蒲原 翔太 (1984年11月28日) 新任	2009年4月 株式会社キャリアマート入社 2009年10月 当社入社 2011年10月 当社メディカル事業部長 2012年10月 当社執行役員 2013年10月 当社取締役 2014年4月 当社事業本部副部長 兼 シニアケア事業部長 2017年4月 当社第二事業本部本部長 2019年8月 株式会社k u s a v e e 代表取締役(現任) 2023年3月 当社執行役員(現任)	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	池田 脩太郎 (1985年11月21日) 新任	2009年4月 株式会社リクルート入社 2014年4月 同社リクナビ進学ブックグループ グループマネージャー 2015年4月 同社スタディサプリB2B企画開発 グループマネージャー 2016年4月 同社スタディサプリB2B戦略企画 グループマネージャー 2018年4月 同社スタディサプリB2B事業企画 部長 スタディサプリ事業開発部 シニアマネージャー 2021年4月 同社進学情報プロダクトマネジメントユニットユニット長 2022年4月 同社販促領域プロダクトマネジメント室(まなび) 室長(現任) Quipper Philippines 取締役(現任) Quipper Indonesia 取締役(現任) 2023年4月 株式会社リクルート販促領域プロダクトマネジメント室(マリッジ&ファミリー・自動車) 室長(現任)	-株

- (注) 1. 川嶋一郎氏は当社の親会社等に該当いたします。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 池田脩太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 蒲原翔太氏は、事業部門での豊富な経験を持ち、複数の部門長、役員を歴任し当社の事業拡大に貢献しております。これらの経験と見識に基づき、当社が今後も既存事業を拡大するにあたり、重要な役割を果たせると期待して、取締役候補者とするものであります。
5. 池田脩太郎氏は、株式会社リクルートの事業開発部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、職務執行の監督等に十分な役割を果たせると期待して、社外取締役候補者とするものであります。
6. 当社は、池田脩太郎氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任された場合、会社法第427条第1項の規定により、同氏との間に、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、池田脩太郎氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2024年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いわみかずま 岩見和磨 (1984年5月27日) [新任]	2013年12月 最高裁判所司法修習修了 弁護士登録 菅尾法律事務所入所 2019年1月 菅尾・岩見法律事務所開設 同事務所代表(現任)	-株
2	たちみちほ 館充保 (弁護士職務上の氏名 高村充保) (1974年7月14日) [新任]	2006年10月 弁護士登録 設楽・阪本法律事務所入所(現任) 2007年9月 株式会社コープミート監査役(現任) 2015年6月 株式会社ヒューテックノオリン監査役 2015年6月 全農エネルギー株式会社社外監査役(現任) 2015年10月 株式会社C&Fロジホールディングス社外監査役 2019年6月 株式会社C&Fロジホールディングス社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年4月 東京簡易裁判所民事調停委員(現任)	-株
3	やまもとかずなり 山本和成 (1973年1月3日) [再任]	2002年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 2003年6月 監査法人再編に伴い、あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)へ異動 2007年10月 ブリッジ税理士法人・ブリッジ共同公認会計士事務所入所 2010年4月 ブリッジ税理士法人 パートナー就任 2013年8月 山本和成公認会計士・税理士事務所開設 同事務所所長(現任) 2019年12月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	-株

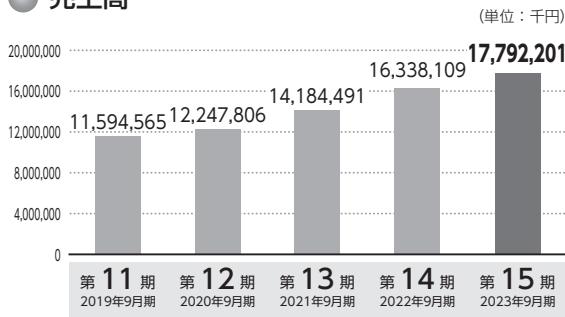
(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 岩見和磨氏、館充保氏及び山本和成氏は、社外取締役候補者であります。

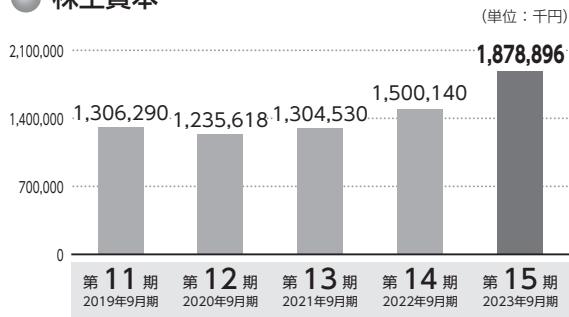
3. 岩見和磨氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見を有しており、かつ、企業法務に関する実務経験が長いことから、かかる知見及び経験に基づく当社経営に対する適切な監査・監督を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
4. 館充保氏は、弁護士としての専門的な知見を有しており、かつ会社経営を統治する識見を備えていることから、かかる知見及び経験に基づく当社経営に対する適切な監査・監督を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
5. 山本和成氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士・税理士としての専門的な知見を有しており、かつ、企業会計・企業税務に関する実務経験が長いことから、かかる知見及び経験に基づく適切な監査・監督を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
6. 山本和成氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、岩見和磨氏、館充保氏が監査等委員である取締役に選任された場合、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、山本和成氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は、同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、岩見和磨氏及び館充保氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
10. 当社は、山本和成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2024年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

以 上

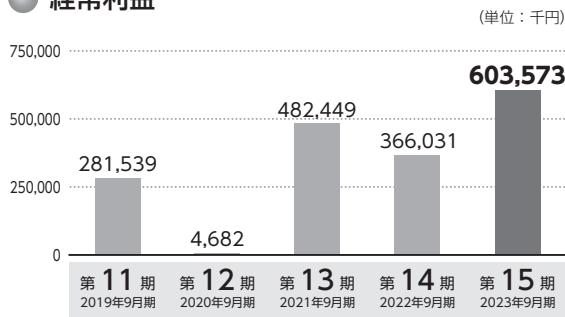
## ● 売上高



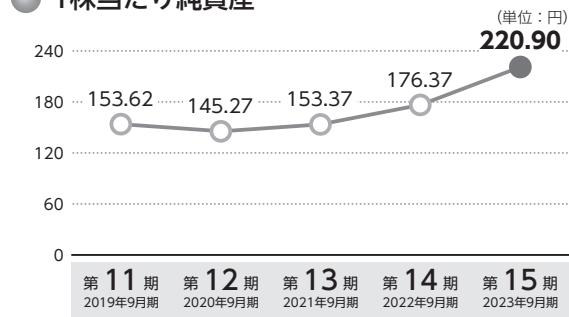
## ● 株主資本



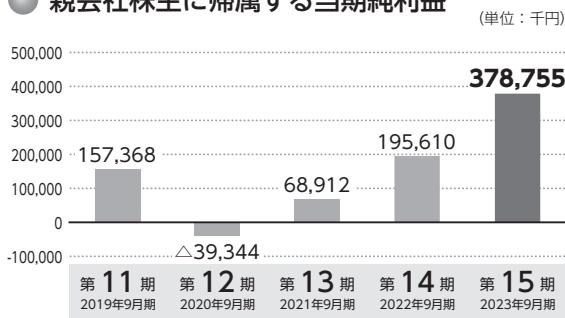
## ● 経常利益



## ● 1株当たり純資産



## ● 親会社株主に帰属する当期純利益



## ● 1株当たり当期純利益



**E3**  
CAREER

**UD**  
FONT